

◎新潟県告示第1250号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成27年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
春谷 重孝	心臓血管外科	悠遊健康村病院	長岡市大字日越337	H27. 6. 13
市川 豊	外科	—	—	H27. 7. 28
藤井 望	内科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	H27. 8. 26
上勢 敬一郎	小児科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	H27. 8. 26
新保 信夫	眼科	新保眼科医院	三条市東三条2-11-32	H27. 9. 1
古川 一雄	内科	高田メディカルクリニック	上越市本町5-3-24	H27. 8. 23